

政務調査費

全支出に領収書 市議会6会派が合意

横浜市議会で議員1人あたり月額55万円が所属会派に支出されている政務調査費について、市議会の主要6会派が、収支報告書を提出する際、すべての支出について領収書の写しの添付を義務付け、一般公開することで合意したことが7日、分かった。来年度から実施するため、12月定例市議会の最終日に関係条例の改正案を議員提案する。

(田村剛)

が、領収書の添付義務まではなかった。「使途が不透明」という指摘も多く、今年7月から6会派の代表が領収書添付など

同市議会の政務調査費は、毎年4月30日までに前年度の収支報告書を市議会事務局に提出することが義務づけられている

17政令指定都市の中で現在、5万円以上などの条件付きも含め、領収書の原本や写しの添付義務が全くないのは、横浜、名古屋などの5市。政務調査費の領収書をめぐっては、政治資金収支報告で偽造が問題となった領収書の写しではなく、福井市議会や埼玉県川越市議会のように領収書原本の添付を決めた議会もある。また、東京都議会では領収書をチェックする第三者機関の設置も議論している。